



2023年9月7日

各 位

会社名 リベステ株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂本真一
(コード8887・スタンダード市場)
問合せ先
役職・氏名 取締役 上林剛
電話 048-944-1849

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2023年8月30日に関東財務局に提出いたしました2023年5月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨の記載をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社前代表取締役社長河合純二氏らが、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反の疑いにより逮捕された事態を受けて、当社から独立した中立・公正な社外有識者による調査委員会を設置し、本件に係る原因分析、事実関係の調査を行い、以下のような内部統制の不備が指摘されました。

当社は、前代表取締役社長河合純二氏が創業者である代表者として大きな影響力を有しており、他の取締役等による牽制が働きにくい状況にありました。加えて、取締役会決議事項以外の案件を決裁するための稟議書は、記載内容や添付資料について詳細なルール化がなされておらず、本件で問題となっている貸付と不動産販売の稟議が別々に付議され、他の役員等がその相互関連性に気付くことが困難な環境が存在していました。

また、当社の内部監査室は、他の業務と兼務する室長1名により構成され、十分に機能しておらず、本件事案等に係る各取引目的、各取引相互の関連性などについて、問題点を把握することができませんでした。これらの内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

当事業年度の末日までに是正できなかった理由は、事実の判明が当事業年度末日後になったためです。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の報告を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 稟議決裁方法の見直し

稟議書には、検討や交渉経過、案件を実行する目的の記載を必須のものとし、関連する詳細資料も添付する等明確なルールを策定し、全役員及び全従業員に周知して、運用を徹底いたします。

(2) 業務の透明化等

システム上の稟議書閲覧権限を監査等委員にも広げ、同委員も定期的に稟議書を閲覧し、その稟議事項に問題点等があれば、定時取締役会で都度報告することとします。この仕組みにより、監査等委員が他の取締役の業務執行状況を把握いたします。

また、従業員との面談やアンケート調査を定期的を実施し、不正や違法行為の兆候を含む会社としてのリスクを早期に把握する体制を構築いたします。

さらに、内部通報窓口は設置されていましたが、十分に機能していたとは言えないため、同窓口について改めて従業員に周知徹底し、会社としてのリスクを適時に把握できるように運用状況を改善いたします。

(3) 内部監査体制の充実

内部監査担当者は専任として他の業務との兼任禁止を徹底し、内部監査の質的向上のため外部専門家を招聘し定期的に研修を実施いたします。また、内部監査室は代表取締役のみならず、取締役会及び監査等委員会に対しても直接報告する仕組みを構築いたします。

4. 財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、財務諸表に適正に反映しております。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見となっております。

以上